# 2024年 施行規則の一部変更について

辛子めんたいこ食品の表示に関する公正競争規約及び同施行規則について、消費者庁および公正取引委員と協議を重ね、2024年(令和6年)11月25日公正取引委員会及び消費者庁より承認いただきました。主な変更点は、以下の①~④の通りです。詳細については、HP掲載の規約及び同施行規則をご覧ください。

## ① 必要表示事項(施行規則第1条)

原料原産地名表示において、「又は」表示において、外国産原料と国産原料を混合する場合、「国産又はアメリカ」等と表示することができるようにしました。

・国産原料および外国産原料を混合した原料を使用する場合、食品表示基準に従って表示することに変更しました。

### ② 特定用語の使用基準(施行規則 第3条の6)

「博多」「博多の味」の表示基準について見直し、「隣接する市町村」から「隣接する市及 び郡」の地域で製造された場合に限り表示できるように変更しました。

・糟屋郡全体を福岡市に隣接する地域として変更しました。糟屋郡内の町村において篠栗町と須恵町の2つが福岡市に隣接していませんが、糟屋郡内の他の町村と位置的には差異がないので同じ扱いとし、糟屋郡で製造された場合は表示可能と変更しました。

#### ③ 特定用語の使用基準(施行規則 第3条の7)

無添加」「不使用」等の表示について、2022年(令和4年)3月に消費者庁から発表された、「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」の考え方を追加しました。

・「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」の表示を作成する際に注意すべき 10 類型は、従来の「無添加」表示の考え方に対して掘り下げたものであり、具体的な例示が 示されていることから、施行規則内に追加しました。

# ④ 過大包装の禁止(施行規則 第4条)

これまで運用してきた「内容量を誤認されるおそれがある過大な容器包装」に当たるかどうかの判断基準としての「内容積の3分の2」や「包装容器の縁幅〇〇mm」等の数値による基準を撤廃しました。

・規約の「内容物の保護、品質保全又は製造技術上必要な限度を著しく超えて、その内容量を誤認されるおそれがある過大な容器包装」の判断基準としては、「適正包装 7 原則」の考え方を施行規則に取り入れ、あらためて判断が必要な場合は、試買検査会等で消費者からの意見を求めることが可能としました。